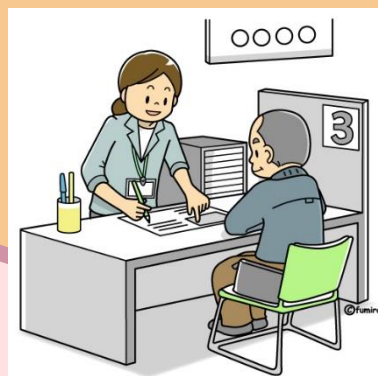


介護保険 ガイドブック



令和7年6月



天塩町 福祉課

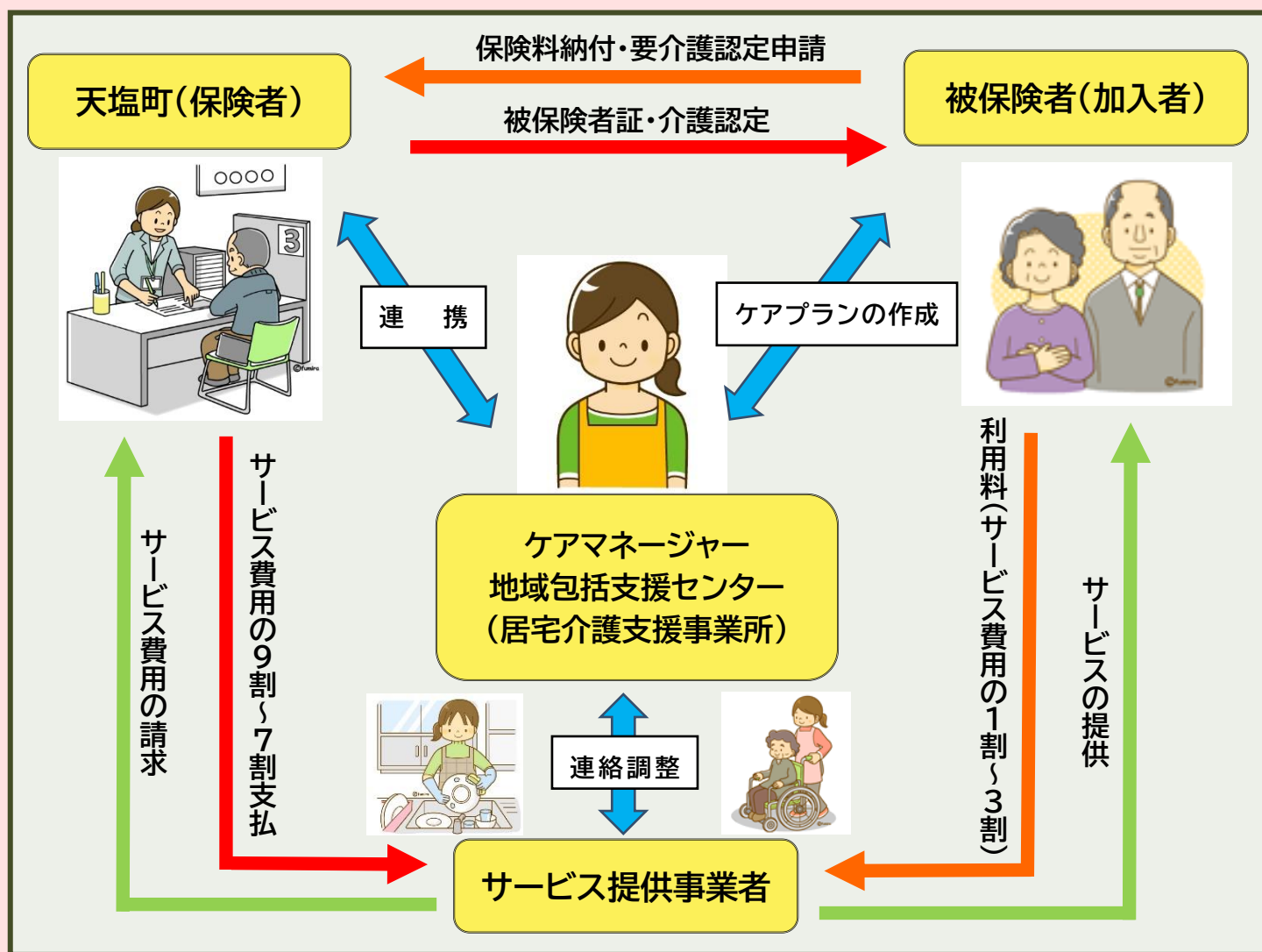
も く じ

○ 介護保険のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
○ サービス利用の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
○ 介護サービス(要介護1～5の人が対象)を利用するためには？・・・	P. 4
○ 要介護 1～5 の方のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
○ 介護予防サービス(要支援1～2の人が対象)を利用するためには？・・・	P. 7
○ 要支援 1～2 の方の在宅サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
○ 介護予防・日常生活総合支援事業のサービス利用までの流れ・・	P. 10
○ サービスにかかる費用	
・ 介護保険サービス負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
○ 介護保険サービスの利用者負担金の軽減	
・ 高額介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
・ 高額医療合算介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 14
・ 介護保険負担限度額認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 15
・ グループホーム利用者負担軽減認定・・・・・・・・・・	P. 15
○ 保険料の決まり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 16
○ その他の介護(予防)サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 18
○ 関係機関所在地図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
○ 問い合わせ・連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 22

介護保険のしくみ

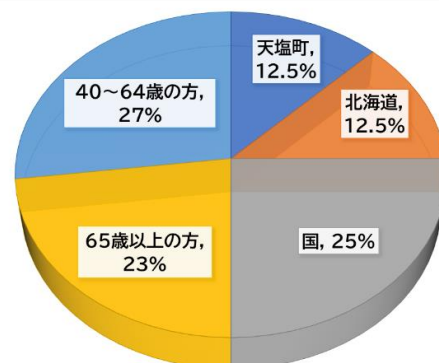
介護保険は、皆さんがいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるようにするための制度です。運営は市町村が主体となっており、40 歳以上の方が加入者として、保険料を出し合って制度を支えています。

介護保険の事業には、介護施設等へ入所する「施設サービス」や、自宅で暮らしながら必要な支援を受けられる「在宅サービス」など、介護や支援を必要とする方への様々なサービス事業のほか、介護を予防するための取組として地域サロンの開催やヘルパー等による掃除・洗濯、買い物などの生活援助を目的とした事業などがあります。



【介護保険料の財源構成】

介護保険の運営に必要な財源は、国・北海道・天塩町が半分を公費で負担し、残り半分を介護保険加入者(65歳以上の第1号被保険者および40～64歳の第2号被保険者)が保険料として負担することとなります。



サービス利用の手順

あれっ!?おかしいなと思ったり、介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや天塩町 福祉課 にまずは相談しましょう。

① 窓口相談

「あれっ!?おかしいな。」と思ったり、「介護や支援が必要では!?!」「今後の生活について相談したい」と思ったら、地域包括支援センターや福祉課にまずは相談しましょう。



介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護(予防)サービスの
利用を希望

② 要介護認定を申請

介護保険のサービスの利用を希望する方は、福祉課窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険証
- 印鑑
- 健康保険資格が確認できるもの
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

■申請には個人番号の記入が必要となります。個人番号が確認できるものがない場合は、同意書をいただき開示いたしますので、印鑑をご持参ください。



③ 調査と審査を行います

○認定調査

心身の状況をご自宅などで本人・家族等から聞き取り調査いたします。

○主治医意見書

主治医から介護を要する原因疾患などについて記載を受けます。主治医がない場合は天塩町の指定する医師の診断を受けます。

【審査】

(1)一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を判定します。

(2)二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

生活機能の低下
がみられる

みられる

みられない

④ 認定結果を お知らせします

要介護 1～5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人です。

要支援 1～2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスによって、生活機能が改善する可能性が高い人です。

非 該 当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービスの利用を希望する場合、基本チェックリストを受けましょう。

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

介護サービス(介護給付)を

利用できます。

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランに基づいてサービスを利用します。



P.4へ

介護予防サービス(予防給付)を

利用できます。

地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



※介護予防ケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。

P.7へ

介護予防・日常生活支援総合事業を

利用できます。

天塩町が行う 65 歳以上の人を対象とした介護予防のためのサービスです。

介護予防・生活支援サービス事業

- ①訪問型サービス(身体介護・生活援助など)
- ②通所型サービス(機能訓練・身体介護など)
- ③その他の生活支援サービス
(天塩町では、短期集中訪問型サービスがあります。)

一般介護予防事業

65 歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。

P.10へ

介護サービス(要介護 1～5 の人が対象)を利用するためには？

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用することができます。居宅介護支援事業者などに依頼し、利用したいサービスを具体的に盛り込んだケアプラン(居宅サービス計画書)を作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用できます。

在宅でサービスを利用したい

① 居宅介護支援事業所に ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら、福祉課 保険係へ「居宅サービス計画(ケアプラン)作成依頼届出書」を提出。

② ケアプランを作成

居宅介護支援事業所のケアマネージャーが、利用者と面談し、心身の状況や課題等を分析し、サービス計画案を作成。

③ サービス事業者と契約 し、在宅サービスを利用

訪問介護・通所介護などを行う事業者と契約し、在宅サービスを利用。

施設サービスを利用したい

① 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みいただき、契約を行います。
施設の状況によっては、すぐに契約できない場合もあります。

② ケアプランを作成

入所施設のケアマネージャーが、利用者の心身の状況や課題等を分析し、サービス計画案を作成。

③ サービス事業者と契約 し、施設サービスを利用

入所する施設と契約し、施設サービスを利用。

住環境を整備したい

福祉用具貸与(購入) ・住宅改修を行う

北海道の指定を受けた事業者からレンタル(購入)をしたり、自宅内に手すり等を設置する。

具体的なサービスの内容は、
P.5 以降をご覧ください。

要介護1～5の方の在宅サービス (※天塩町内で受けられるサービス)

訪問を受けて利用する

訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を受けられます。



訪問看護

疾患などを抱える人に、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助が受けられます。



居宅療養管理指導

医師・薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を受けられます。



通って利用する

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けられます。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りでします。

住み慣れた地域で生活が続ける(地域密着型サービス)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

(※要支援1の方は利用できません。)



在宅環境を整える

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため福祉用具をレンタルすることができます。(※介護度により借りることのできる品目は異なります。)



福祉用具購入

入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費が 10 万円 (保険給付は 9 万円上限) を上限に支給を受けることができます。

※購入後、福祉課 保険係へ申請が必要です。

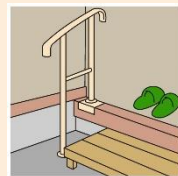


住宅改修費

手すりの設置や段差の解消など住宅を改修した費用が 20 万円 (保険給付は 18 万円上限) を上限に支給を受けることができます。

※事前に、福祉課保険係への申請が必要です。

※購入後、保険係へ申請が必要です。



●一部の福祉用具は購入か貸与のいずれかを選択できるようになりました。

※ ケアマネージャー等にご相談ください。

施設に短期で入所する

短期入所生活介護: 介護老人福祉施設(特養)などに短期間入所して、日常生活上の支援が受けられます。



要介護1～5の方の施設サービス (※天塩町内で受けられるサービス)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※原則、要介護 3 以上の方が対象です。



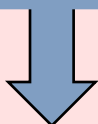
介護予防サービス(要支援1～2の人が対象)を利用するためには？

「要支援1～2」と認定された方は、介護保険の介護予防サービス(P.8～9)と介護予防生活支援サービス(P.10～11)を利用することができます。

地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプラン(介護予防サービス・支援計画書)を作成するなど住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援を受けることができます。

① 地域包括支援センターに相談

福祉課地域ケア係が担当しておりますので、お気軽にご相談ください。



② 地域包括支援センターに

介護予防ケアプラン作成を依頼

サービス利用が必要な場合、福祉課 保険係へ「介護予防サービス計画書・介護予防マネジメント依頼届出書」を提出ください。
本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。



③ 介護予防ケアプランを作成

目標を決めて達成するための介護予防ケアプランを作成し、サービスの種類や回数を決めます。



④ 介護予防サービス・

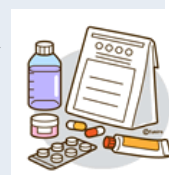
介護予防生活支援サービスの利用開始

要支援1～2の方の在宅サービス (※天塩町内で受けられるサービス)

訪問を受けて利用する

介護予防訪問看護: 疾患などを抱える人に、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

介護予防居宅療養管理指導: 医師・薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を受けられます。



在宅環境を整える

福祉用具貸与: 日常生活の自立を助けるため福祉用具をレンタルすることができます。
(※介護度により借りることのできる品目は異なります。)



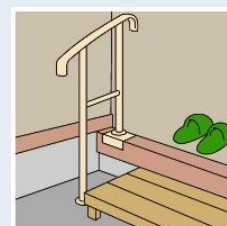
福祉用具購入: 入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費が10万円(保険給付は9万円上限)を上限に支給を受けることができます。

※購入後、福祉課 保険係へ申請が必要です。



住宅改修費: 手すりの設置や段差の解消など住宅を改修した費用が20万円(保険給付は18万円上限)を上限に支給を受けることができます。

※事前に、福祉課保険係への申請が必要です。また、改修後も保険係への申請が必要となります。



●一部の福祉用具は購入か貸与のいずれかを選択できるようになりました。

※ ケアマネージャー等にご相談ください。

施設に短期で入所する

介護予防短期入所生活介護：介護老人福祉施設(特養)などに短期間入所して、食事、入浴、その他日常生活上の支援などが受けられます。



住み慣れた地域で生活続ける(地域密着型サービス)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)：

認知症高齢者が少人数(5～9人)の家庭的な雰囲気の中で共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援などを受けられます。(※要支援1の方は利用できません。)



通って利用する

(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関などで、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。



一人で抱えこまないで、
まずは、地域包括支援センターに
相談しましょう。

サービスもいろいろあり、ご本人・ご
家族にとって、どのようなサービスが
望ましいか、共に考えましょう。



介護予防・日常生活総合支援事業の サービス利用までの流れ

「要支援1～2」と認定された方・基本チェックリストで生活機能の低下が見られる方が利用できる
「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65 歳以上の方ならどなたでも利用できる
「**一般介護予防事業**」の 2 種類があり、利用するに当たっては、地域包括支援センターにご相談
願います。

① 地域包括支援センターに相談

困っていることや心身の状況、困りごとをお伺いし、必要な
手続きやサービスをご案内いたします。

・要支援 1～2 の方
・「基本チェックリスト」で
生活機能の低下が見られる方

・すべての 65 歳以上の方

介護予防・生活支援 サービス事業

地域包括支援センターの介護予防ケア
マネジメントに基づいて、次のサービス
を利用できます。

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス
- ③短期集中訪問型サービス

一般予防事業

健康維持と介護予防につながる各種
講演会や生活機能向上プログラムな
どに参加できます。

- ①はつらつクラブ
- ②ふれあい・いきいきサロン
(地域介護予防活動支援事業)
- ③介護予防講演会
- ④出前介護予防教室

介護予防・生活支援サービス事業

「要支援1～2」と認定された方・基本チェックリストで生活機能の低下が見られる方が、利用できるサービスです。

訪問を受けて利用する

訪問型サービス：ホームヘルパー等が訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を受けられます。



短期集中訪問型サービス：
保健師や理学療法士などがご自宅を訪問し、生活改善の相談・指導や体力に合わせた運動の提案や指導を受けられます。

通って利用する

通所型サービス：通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りを受けられます。



一般介護予防事業

65歳以上の方ならどなたでも利用できるサービスです。

通って利用する

はつらつクラブ：転倒予防と交流を目的とした教室です。
毎月2回、ふれあいセンターにて開催しております。

ふれあい・いきいきサロン(地域介護予防活動支援事業)：
レクリエーションや季節の行事や交流会などを行っており、老人福祉センター(山手裏8)では月2回、雄信内憩いの家では月1回ずつ開催しております。
※原則、デイサービス(通所介護・通所型サービス)を利用している方は利用できません。

介護予防講演会：転倒予防や認知症予防など、介護予防のための講演会等を開催しております。(回覧等でご案内いたします。)

出前介護予防教室：町内会館などに出向いて、介護予防のための講話等を行います。

サービスにかかる費用

介護保険サービスの利用者負担割合

ケアプランに基づいて介護サービスを利用した場合、原則、費用の一部を負担いただき、残りは天塩町介護保険より給付されます。

負担割合	対 象 者 の 条 件
3割	次のア・イの両方に該当する方 ア 本人の合計所得金額が 220 万円以上 イ 同じ世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合 340 万円以上、2 人以上世帯の場合 463 万円以上
2 割	次のウ・エの両方に該当する方 (3 割の対象とならない方で次のウ、エ両方に該当する方) ウ 本人の合計所得金額が 160 万円以上 エ 同じ世帯にいる 65 歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合 280 万円以上、2 人以上世帯の場合 346 万円以上
1 割	上記以外の方

このように、所得により負担割合が異なることから、介護認定を受けられた方に対して、

【介護保険負担割合証】を発行いたしますので、サービス利用時にサービス事業者に提示願います。

主な在宅サービスの費用について

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて月の上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でのサービスを利用するときの利用者負担は上記の負担割合ですが、上限を超えてサービス利用をした場合には、超えた分は全額利用者負担となります。

要介護状態区分	支給限度額	要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320 円	要介護3	270,480 円
要支援2	105,310 円	要介護4	309,380 円
要介護1	167,650 円	要介護5	362,170 円
要介護2	197,050 円		

※支給限度額が適用されないサービスもありますので、詳しくは介護支援専門員(ケアマネージャー)若しくは福祉課 保険係までお問い合わせ願います。

介護保険サービスの利用者負担の軽減

利用者負担額が高額になったら？(高額介護サービス費)

介護保険サービスは、費用の 1 割～3 割の利用者負担でサービスを利用できますが、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担金を合算(同じ世帯内に複数利用者がいるときは世帯合算)して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として、後から支給されます。

段 階 区 分		上 限 額 (月額)
・現役並み所得者※		
	・年収 1,160 万円以上の人	(世帯) 140,100 円
	・年収 770 万円～1,160 万円の人	(世帯) 93,000 円
	・年収 383 万円～770 万円の人	(世帯) 44,400 円
・一般(住民税課税世帯)		(世帯) 44,400 円
・住民税非課税世帯		(世帯) 24,600 円
	・老齢福祉年金受給者	(世帯) 24,600 円
	・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の人	(個人) 15,000 円
・生活保護の受給者 ・利用者負担金を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		(個人) 15,000 円

※現役並み所得者とは・・・

同じ世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいて、
65 歳以上の方の収入が単身で 383 万円以上、2 名以上で 520 万円以上ある世帯の方

介護保険と医療保険の負担額が高額になったら？(高額医療合算介護サービス費)

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。

介護と医療、それぞれの上限額を適用した後に、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して、限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

○ 70歳未満の方

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	限度額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税 非課税世帯	34万円

○ 70歳以上の方

所得区分	70～74歳の方がいる世帯
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

施設サービス利用者のうち、低所得者への食費・居住費の軽減

施設サービス(特養・老健・介護ベッド)を利用した場合、利用者負担(1割～3割)に加え、食費・居住費の負担が必要です。

住民税非課税世帯であって下記の資産を有していない低所得者の方については、申請いただくことで、所得等の状況により下記の額に軽減することができます。

1日あたりの上限額（令和6年8月改定）							
区分	被保険者等の所得の状況	資産要件 (配偶者資産は1,000万円以下)	食費 上段:特養 下段:ショート	居住費(滞在費・宿泊費)			
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室・従来型個室(老健)	従来型個室(特養)	多床室
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	単身者で1,000万円以下	300円	880円	550円	380円	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の額の合計が80.9万円以下の方	単身者で650万円以下	390円	880円	550円	480円	430円
			600円				
第3段階	① 世帯全員が住民税非課税で、かつ本人年金収入等80.9万円～120万円の方	単身者で550万円以下	650円	1,370円	1,370円	880円	430円
			1,000円				
	② 世帯全員が住民税非課税で、かつ本人年金収入等120万円以上の方	単身者で500万円以下	1,360円	1,370円	1,370円	880円	430円
			1,300円				
第4段階	・世帯課税、若しくは一定の資産を有する世帯		1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	915円

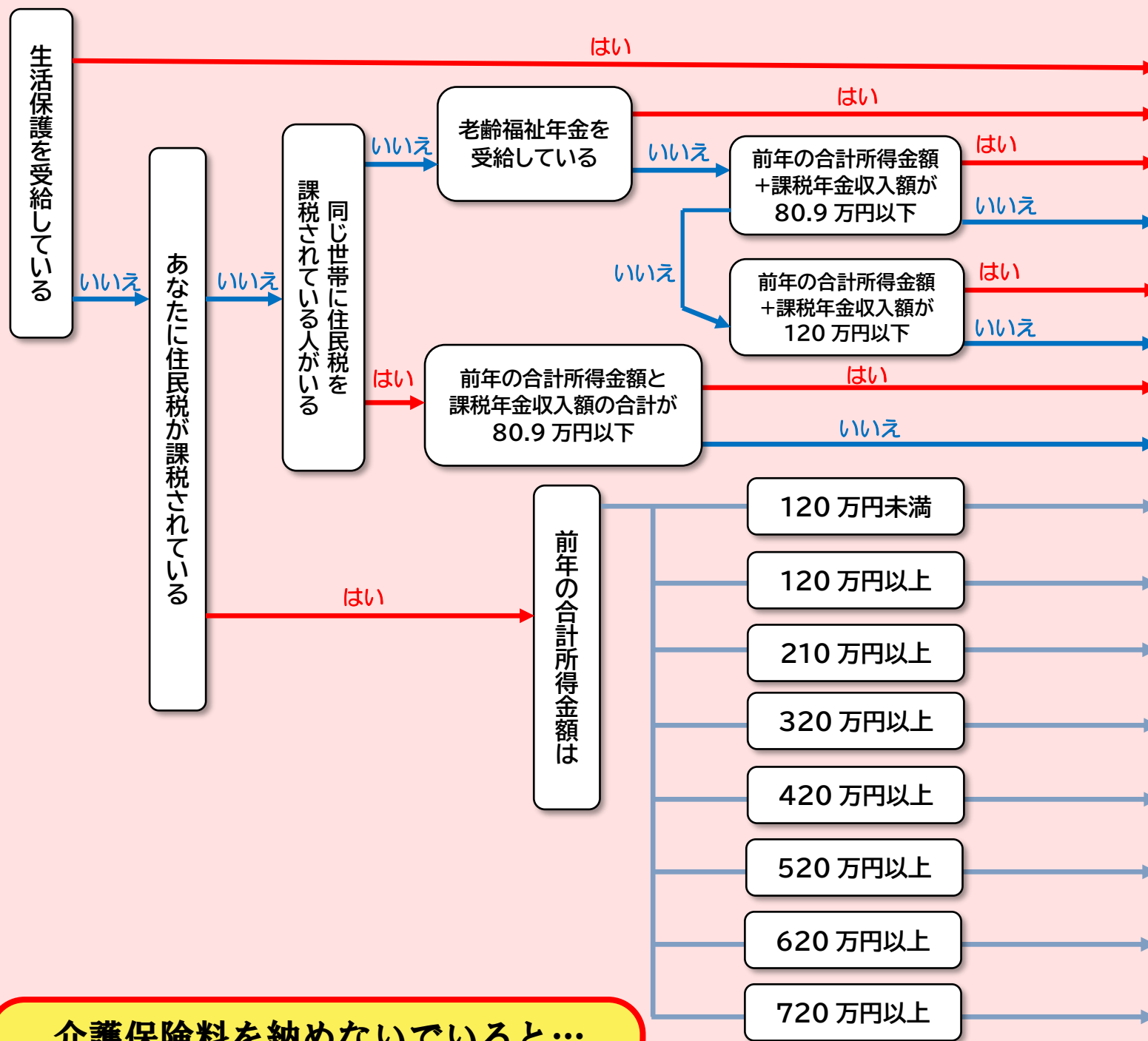
グループホーム利用者のうち、低所得者への食費・居住費の軽減

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)を利用した場合、利用者負担(1割～3割)に加え、食費・居住費の負担が必要です。

住民税非課税世帯であって一定の資産(預貯金等の合計額が 夫婦世帯で 2,000 万円、単身世帯で 1,000 万円)を有していない低所得者の方については、申請いただくことで、介護保険料の段階によりそれぞれ次の金額が軽減されます。

介護保険料段階	限度額
第1段階の方	1,000円/日
第2・3段階の方	500円/日

◎介護保険料の決まり方(令和6年度～令和8年度)



介護保険料は皆さんの所得等に応じて決定しています。決まり方は下の表のとおりです。

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者	18,100 円 (基準額×0.285)
	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人または前年の合計所得金額+課税年金収入が80.9万円以下の人	
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80.9万円超120万円以下の人	30,800 円 (基準額×0.485)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超の人	43,500 円 (基準額×0.685)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入が80.9万円以下の人	57,200 円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	63,600 円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	76,300 円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	82,600 円 (基準額×1.30)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	95,400 円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	108,100 円 (基準額×1.70)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	120,800 円 (基準額×1.90)
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	133,500 円 (基準額×2.10)
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	146,200 円 (基準額×2.30)
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	152,600 円 (基準額×2.40)

介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な事情もないにもかかわらず、介護保険料を納めないでいると、次のような措置をとります。

1年以上滞納した場合：介護サービスを使った場合、全額自己負担いただき、申請により保険給付分を払い戻します。

滞納されている方に対し、弁明の機会を付与し、特別の事情と認められない場合は、一旦全額自己負担いただき、申請により払い戻しをする（償還払い化）をいたします。

その際、介護保険証には「支払方法の変更」と記載し、各事業所においても同様の対応がなされます。

1年6ヶ月以上滞納した場合：介護サービスを使った場合、全額自己負担いただき、後日申請があっても保険給付費の一部または全部を一時的に差し止めます。

一旦全額自己負担いただき、後日申請により払い戻す保険給付費の一部または全部を一時差し止めいたします。また、福祉用具購入費や住宅改修費についても保険給付一時差し止めの対象といたします。

2年以上滞納した場合：保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が【3割】もしくは【4割】に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割（4割）に引き上げられ、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費は給付しません。

このようなことにならないよう保険料の納め忘れには十分にご注意願います。

災害など特別な事情があると認められる場合は、保険料の減免等を受けられる場合がありますのでご相談ください。また、保険料の納付が困難な場合は、お早めにご相談願います！

その他の介護(予防)サービス

現在、天塩町内にはないサービスですが、次のような介護(予防)サービスがありますので、ご紹介させていただきます。

訪問を受けて利用する

(介護予防)訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

(介護予防)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問しリハビリテーションをします。



施設サービス

介護老人保健施設(老健)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

介護医療院(介護療養型医療施設)

長期療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。

施設に入所し、必要な日常生活上の支援を受ける

(介護予防)特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

住み慣れた地域で生活続ける(地域密着型サービス)

(介護予防)小規模多機能居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期宿泊のサービスを組み合わせて、多機能なサービスが利用できます。

看護小規模多機能居宅介護 (※要支援 1・2の方は利用できません。)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護と医療・看護が受けられます。

地域密着型特定施設入居者生活介護 (※要支援 1・2の方は利用できません。)

定員が 29 名以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (※原則、要介護 3 以上の方が対象)

定員が 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (※要支援 1・2の方は利用できません。)

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を 24 時間受けられます。

夜間対応型訪問介護 (※要支援 1・2の方は利用できません。)

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。

関係機関所在地



問い合わせ・連絡先一覧

○地域包括支援センター

関係機関名称	連絡先
天塩町地域包括支援センター（天塩町福祉課地域ケア係）	TEL 2-1001 FAX 2-2464

○居宅介護支援事業所(要介護 1～5 の方の介護サービスの相談)

関係機関名称	連絡先
天塩町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 (天塩町社会福祉協議会)	TEL 2-3201 FAX 9-2800
居宅介護支援事業所オルラボ	TEL 9-7177 FAX 9-7178
天塩町居宅介護支援事業所（天塩町福祉課地域ケア係）	TEL 2-1001 FAX 2-2464

○訪問介護事業所(ヘルパーさんの派遣をする事業所)

関係機関名称	連絡先
天塩町社会福祉協議会訪問介護事業所 (天塩町社会福祉協議会)	TEL 2-3201 FAX 9-2800

○通所介護事業所(日帰りで通って入浴や食事の提供を受けるデイ・サービスセンター)

関係機関名称	連絡先
天塩町指定通所介護事業所（天塩町社会福祉協議会）	TEL 2-1799 FAX 2-1799

○訪問看護事業所(看護師さん等の派遣をする事業所)

関係機関名称	連絡先
羽幌地域天塩訪問看護ステーション (財団 北海道総合在宅ケア事業団)	TEL 0164-69-2101 FAX 0164-69-2111

○介護老人福祉施設(短期の宿泊や施設入所を行う事業所)

関係機関名称	連絡先
天塩町立特別養護老人ホーム 恵愛荘 (天塩町社会福祉協議会)	TEL 2-2429 FAX 9-2007

○(介護予防)通所リハビリテーションを行う事業所

関係機関名称	連絡先
天塩町立国民健康保険病院	TEL 2-1058 FAX 2-3116

○(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(共同生活の中で食事や入浴などの介護等を行う事業所)

関係機関名称	連絡先
グループホーム えがおの家	TEL 9-7515 FAX 9-7580

○居宅療養管理指導事業所(療養上の管理や指導を行う事業所)

関係機関名称	連絡先
キタ調剤薬局 天塩店	TEL 9-2880 FAX 9-2881